

※通帳の写し(口座名義・口座番号の分かるページ)を添付してください。できる限り毎年同じ口座にしてください。

【世帯情報】

銀行口座	金融機関名	種別	当座	口座番号(7ケタ)	1	2	3	4	5	6	7
預金口座	イシノマキ	普通		イシノマキ	ハナコ						

フリガナ

フリガナ氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	備考
イシノマキ 太郎	夫	S60.*.*	〇〇株式会社	単身赴任
イシノマキ 花子	本人	S62.*.*	無職	
イシノマキ 一郎	子	H**.*.*	◇◇大学 1年	県外在住
イシノマキ 二郎	子	H**.*.*	A小学校 5年	
イシノマキ 里美	子	H**.*.*	A小学校 1年	
イシノマキ 敦子	母	S**.*.*	無職	別世帯・同居

世帯状況(世帯全員を記入)

世帯状況：住民票が別でも生計を一にしている者全員を記入。
例：同居の両親、単身赴任中の保護者、離れて暮らすが仕送りしている学生(子) など

世帯状況	1 別居・離別・死別	2 失業中	3 その他
状況	1 長期療養者がある、自宅療養・病院	年	
住宅	1 持家	2 借家(月	3 間
状況	4 その他	円)	

発生年月日(年 月 日)

注

- 申請日現在の状況を正確に記入してください。また、【就学困難である理由】欄は必ず記入してください。
- 確定申告等が未申告の方(会社等で市・県民税の特別徴収をされている方を除く。)については、教育委員会に課税状況の確認ができませんので、速やかに申告していただく必要があります。
- 申請内容について、教育委員会が必要と認めた場合、民生委員又は助産委員が調査に伺うことがあります。
- 申請内容によっては、追加で書類の提出を求める場合があります。また、申請内容に偽りがある場合は、交付を取り消し返金していただく場合があります。

担当：教育総務課 学事係 95-1111(内線5017)

※ここからは、申請者の方は記入しないください。

整理番号	小中学校に兄弟姉妹の有無	有	無
------	--------------	---	---

家庭状況についての学校長の意見 (※ 下記該当の番号に〇印をつけること。)

- 震災による家屋の被害が半壊以上で、生活状況が安定しておらず就学困難であると認められる。
- 保護者の収入が不安定で生活が困難しており就学困難であると認められる。
- その他(具体的に記載のこと。)

上記のとおり就学援助を必要とする児童生徒として報告します。

年 月 日

(死先) 石巻市教育委員会 校長 印

石巻市児童生徒就学援助費・夏口本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費

継続＝4月、新規＝提出月 兼世帯票(新規・継続)

(死先)石巻市教育委員会 (AJI) 学校長(捺印)

次の理由により、令和8年4月から就学援助費の支給を受けたので申請します。この申請に当たって認定審査に必要である場合には、私(家庭・同居者含む)の住民基本台帳として用いることについて同意します。 ※ただし、市外に住所を有していた児童がいる場合は、同意として用いることについて同意します。

記入例

令和8年 月 日 提出日(記入日)

申請者 居所先(実家の居住地) 石巻市穀町*-*メゾン石巻101号 石巻市

(保護者) 氏名 石巻 花子 同上 TEL090-***-***

※小学校、中学校のどちらにも在籍している場合は、学校ごとに申請書及び添付書類を提出してください。

児童生徒名	学校名・学年	氏名	学校名・学年
A小 学校5年	イシノマキ 太郎	イシノマキ 太郎	学校
A小 学校1年	イシノマキ 里美	イシノマキ 里美	学校

申請書は、通っている学校ごとに提出。
継続：新年度4月の学校・学年を記入。
入学予定の新1年生含む。

新規：申請時点で、その学校に在籍している子全員を記入。

1 「石巻市就学援助費」を受けられることができる要件

- 過去1年以内に生活保護が停止又は廃止された。(市内で生活保護を受けていた場合は証明書の添付が必要)
- 市民税が非課税又は課税されている。
- 個人事業税又は固定資産税が課税されている。
- 国民年金の保険料が課税されている。
- 国民健康保険料が課税されている。
- 児童扶養手当の支給を受けている。
- 生活福祉資金の貸付を受けている。
- その他の理由

必要要件

生活保護の停止又は廃止(市内で生活保護を受けていた場合は証明書の添付が必要)

世帯全員の非課税証明書

減免決定通知書の写し

世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し

国民健康保険料免除承認決定通知書の写し

児童扶養手当証書の写し

貸付決定通知書の写し

世帯全員の課税証明書、確定申告書の写し、源泉徴収票の写し、給与支払証明書、雇用保険受給資格者証の写し、各種年度の年間支給額通知書の写し

【就学困難である理由】

例) 給与収入が少なく、学校徴収金等の支払いが困難

2 「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」を受けられる要件

理由

継続申請のみ

理由(写)の添付不要

理由には必ず記入。

【就学困難である理由】 ※震災により経済的に困難し、現在も援助を必要とする理由を具体的に記入してください。

例) 震災前の生活に戻すため多額の費用を要し、学校徴収金等の支払いが困難

【ご注意】 裏面も必ずご記入ください。

詳しくは、就学している学校 又は下記までお問合せください。

お問合せ先：石巻市教育委員会 教育総務課(市役所4F) 学事係
95-1111(内線：5017)

就学援助制度のお知らせ

Notice of financial assistance

就学援助制度とは、家庭の経済的な理由によって支援が必要であると認められる児童生徒の保護者へ、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な費用の一部を支給する制度です。

Financial assistance can be received from the board of education of cities, for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this.

就学援助制度の利用を希望する方は、**毎年度申請が必要**です。
学校、石巻市教育委員会又はHPから申請書入手し申請してください。

Application method / Please contact your child's school for details.



1 支給される費用

	小学校		中学校	
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2、3学年
学用品・通学用品費(年額)	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
	学校や通学に必要な用品を購入するための費用です。学期毎に、案分して支給します。			
新入学学用品費 ※ (新入学準備金未受給の4月認定者のみ)	64,300円	—	81,000円	—
	小・中学校入学時に必要な学用品を購入するための費用です。			
学校給食費	実質無償化		現物支給	
校外活動費	宿泊なし	校外活動に使われた交通費、見学料の実費分を支給します。		
	宿泊あり(年1回)			
修学旅行費	修学旅行の交通費、宿泊費、見学料などの実費分を支給します。 (自由行動に係る費用など一部対象外があります。)			
医療費(対象疾病のみ)	虫歯など対象疾病の治療の際に医療券を交付します。			

※新入学準備金・・・新入学学用品費を小・中学校入学前に受給したい場合に、必要な申請手続きを行い認定となった方のみ、2月下旬に支給します(新入学準備金受給者は、新入学学用品費受給不可)。

【注 意】

- 学校給食費は現物支給とし、認定月以降の徴収は発生しません。
- 学用品・通学用品費、新入学学用品費は定額支給のため、支給額を超える分の購入費用の支給は行いません。レシートや領収証等を提出する必要はありません。
- 生活保護の教育扶助受給世帯の児童生徒は、要保護児童生徒として認定され、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。(4月以降、別途 案内あり)
- 里親手当受給者は、就学援助費を受給することはできません。

2 就学援助制度を利用できる方

下記(1)、(2)いずれかの要件に該当する世帯であれば、利用可能です。

(1) 一般「石巻市就学援助費」

生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯であり、次のいずれかの要件に該当する場合

該 当 要 件	必 要 書 類 / 書類の発行機関
①生活保護が過去1年以内に停止又は廃止された。	生活保護の停止又は廃止を証明する書類の写し ^{※1} /生活保護を受給していた機関
②世帯全員が市民税非課税	世帯全員の非課税証明書等 ^{※2}
③個人事業税又は固定資産税が減免されている。	減免決定通知書等の写し ^{※4} /個人事業税：東部県税事務所（石巻合同庁舎） 固定資産税：資産税課（石巻市役所）
④国民年金保険料が減免されている。	世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し ^{※4} /石巻年金事務所
⑤国民健康保険税が減免されている。	世帯全員の国民健康保険税減免承認決定通知書の写し ^{※4} /保険年金課（石巻市役所）
⑥児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の写し ^{※4} /子育て支援課（石巻市役所）
⑦社会福祉協議会より生活福祉資金の貸付けを受けている。	貸付決定通知書の写し ※R7またはR8年度発行のもの /石巻市社会福祉協議会
⑧その他 (特別な事情により該当する場合があります。)	世帯全員の課税証明書等必要な書類 ^{※2※3}

※必要添付書類については最新のものをご添付ください。

(2) 被災「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」 継続申請のみ

東日本大震災により経済的に就学困難な事情が発生し、次の要件に該当する場合

該 当 要 件	必 要 書 類 / 書類の発行機関
継続申請のみ (一般就学援助の認定要件⑧「その他」と同様の基準で審査します。 ※2)	受給申請書兼世帯票のみ ※り災証明書の写しは添付不要
<ul style="list-style-type: none"> ・新小学1年生については、兄弟が継続申請を行う場合のみ対象です。 ・被災就学援助は令和7年度で終了の予定でしたが、最長で令和10年度まで延長する見込みとなりました。 	

※1 一般要件①に該当する方

- ・市内で生活保護を受けていた場合、生活保護廃止又は停止の証明書類は添付不要です。市外で受けていた場合は添付してください。
- ・世帯員の増（婚姻や世帯合併）等により世帯収入が増え停止又は廃止された場合、要件①は認められません。

※2 一般要件②、③ 又は被災に該当する方

- ・基本的に課税証明書等の添付は不要ですが、世帯員の中に石巻市外から転入してきた方がいる場合、その方の添付書類が必要です。
(住所を置いていた市町村より(非)課税証明書を取得する必要があります。)
- ・未申告の方（会社等で市・県民税の特別徴収をされている方を除く。）は、教育委員会で課税状況の確認ができないため、速やかに申告していただく必要があります。

※3 一般要件⑧に該当する方

- ・遺族等各種年金、失業保険金等を受けている方は、年間の支給額通知書の写し又は雇用保険受給資格証の写し等の添付が必要です。

※4 一般要件③、④、⑤及び⑥に該当する方

- ・各要件の添付書類は、申請日時時点で有効期間内である必要があります。

【注 意】

申請書の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

申請内容について教育委員会が必要と認めた場合、民生委員又は児童委員が調査に伺うことがあります。

認定通知書送付後であっても、所得や証明書等の内容確認により認定対象にならないと判断された場合は認定を取り消し、支給済みの就学援助費を返還していただくことがあります。

また、申請に基づき実態調査をすることがあります。

3 申請手続

「申請書兼世帯票」に**必要書類**と**通帳の写し**を添え、お子さんの小・中学校へ提出してください。

- (1) 小・中学校それぞれにお子さんがある場合、**各学校に提出**が必要です。(添付書類も同様)
- (2) 振込希望先：申請者(=保護者)個人名義の銀行口座を記入してください。
振込エラーを減らすため、**通帳の写し(口座名義・口座番号の分かるページ)**を添付してください。
また、できる限り毎年同じ銀行口座にしてください。
- (3) **新規申請**：4月以降、随時受け付けます。認定は申請月からとなり、遡りはありません。
継続申請：毎年1月、学校から認定者宛てに翌年度分の申請案内を配布します。
新年度の学校及び学年で記入し期限までに学校に提出してください。
(入学予定の新1年生も記入)



※他市町村から本市へ**区域外就学**していて、**一般**「石巻市就学援助費」(被災除く。)の認定をされた場合、本市から支給できる費用は**給食費・医療費のみ**です。
これ以外の費用については、住所地の教育委員会へ問合せ・申請願います。

4 認定及び支給方法

教育委員会が認定の要否を判定し、継続・新規(4月)申請ともに**6月中旬**に学校を通じ、申請者全員に認定(不認定)通知書を送付します。

支給方法：保護者口座払い

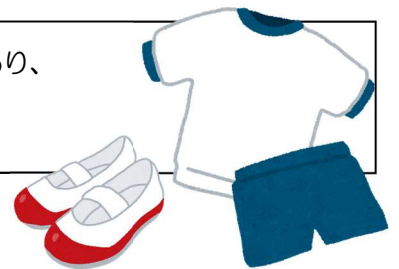
支給範囲	支給時期
1学期分	7月末
2学期分	12月下旬
3学期分	3月下旬

原則、申請時の振込希望先口座に振り込みますが、学校長に就学援助費の受領又は返納の処理を委任し、学校長から直接現金を受け取る**学校長委任払い**を希望する場合は、学校に相談の上、**委任状を提出**してください。

支給時期は左記の予定ですが、認定時期又は行事実施時期等により次の時期にまとめて支払う場合があります。



※ 就学援助は、保護者が支出した学用品費等を補てんするための制度であり、**学校徴収金等の支払いを免除するものではありません。**
学校徴収金については、**指定期日までに全額お支払いください。**



5 注意事項

- (1) 就学援助制度では、住民基本台帳上は世帯分離していても実質的に同居(ひとつ屋根の下で生活)している場合は収入等を同じ世帯とみなし算定するので、対象者全員の情報が必要です。
- (2) 認定の効力は認定年度の3月31日までです。
翌年度も続けて受給したい場合は、**必ず継続申請**をしてください。
- (3) 申請日(学校提出日)により認定月が決定するため、認定月を遡ることはできません。
- (4) **婚姻等により支給対象世帯でなくなったにもかかわらず受給していた場合は、援助費の全部又は一部を返還いただきます。** 虚偽の内容で申請された場合も同様です。
- (5) 新入学準備金を受給し、入学後も引き続き就学援助費を受給したい場合は、「**就学援助費受給申請書兼世帯票**」の提出が必要です。
なお、新入学準備金申請時と世帯状況等が変わった場合、援助を受けられないことがあります。